

# 国保・長寿医療の方へ

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ医療保険に加入している世帯の方全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。手続や制度の詳細は、決まり次第広報でお知らせします。

なお、社会保険や共済等の

区分	自己負担額の合計の基準額	
	70歳以上の国保加入者 長寿医療制度加入者	70歳未満の国保加入者
上位・現役並み所得者	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	国保	67万円(89万円)
	長寿	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	34万円(45万円)
	区分Ⅰ	

上位・現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる加入者の方です。

### 住民税非課税世帯

- 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方  
 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方
- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
  - ・高齢福祉年金を受給されている方

方は、加入している医療保険に問い合わせください。

通常、毎年8月から翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、( ) 内の

の金額です。

### 交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者(加害者)の行為によつてけがや病気をしたとき、本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、損害賠償の都合などにより保険証を使って治療することができません。かかった医療費は、国保や長寿医療制度が一時的に立て替えて、後で加害者に請求することになります。

○まずは警察に連絡しましょう  
 けがの程度が軽くても、必ず警察に連絡し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

○必ず市の窓口にも申請しましょう  
 保険証、加入者(被保険者)の印鑑、事故証明書をもって、「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

### 国保・市民課国民健康保険係

☎(24)2111 内線232・233番

長寿・北海道後期高齢者医療広域連合

☎011(290)5601番

市民課医療給付係

☎(24)2111 内線321・467番

## 国保健康講演会

高血圧や糖尿病などは長年の生活習慣が原因となることが大半です。改善点に早く気づいて実行することこそが、生活習慣病予防の特効薬といえます。自分の健康を守るのは自分自身です。ぜひ「生活習慣病撃退法」を皆さんの健康づくりに役立ててください。

日時 8月27日(木)18時30分～20時(受付18時～)  
 場所 保健センター  
 対象 どなたでも参加できます  
 内容 健やかな毎日を過ごすために「今からできる生活習慣病撃退法」  
 講師 札幌医科大学保健医療学部 教授 武田秀勝氏  
 受講料 無料  
 申込み 不要

※受講者には健康グッズを差し上げます。



☎(24)2111 内線232番

## 定額給付金の申請はお済みですか?

定額給付金は、7月中旬の時点で約97%の世帯への給付を終えています。

申請期限は9月30日(当日消印有効)となっていますので、まだ申請を済ませていない方は、できるだけ早めに申請されますようお願いいたします。

申請方法や必要書類について、不明な点がある方や、申請書が手元に届いていない方は、定額給付金等給付事務対策室へ問い合わせください。

また、9月30日までに申請されない場合は、辞退したものと見なされ、給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

☎(24)2111 内線323・387番